

こんにちは。

毎月お送りしている「人事労務レポート」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【目次】

1. 労災補償状況から見る精神疾患を防ぐためのポイント
2. 海外で病気、ケガをしたときの注意点

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

1. 労災補償状況から見る精神疾患を防ぐためのポイント

労働安全衛生法が改正され、事業者に対して医師や保健師等による従業員のストレスチェックの実施が義務付けられることになりました。

(従業員 50 人未満の事業場は当面の間努力義務)

平成 27 年 12 月までに施行される予定で、今まで以上に従業員の心理的ストレス面における安全衛生管理が求められることとなります。

日々の業務を行う中で、従業員はどのような状況でストレスを抱え、労災の精神障害事案に発展しているのでしょうか。

厚生労働省が取りまとめた平成 25 年度の「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」によると、精神障害に関する労災支給決定件数を出来事別に見た場合、「仕事内容や仕事量に(大きな)変化があった」と「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、暴行を受けた」がそれぞれ 55 件で最多となっています。

また「1 ヶ月に 80 時間以上の時間外労働を行った」が 34 件、「セクシャルハラスメント」が 28 件あり、仕事量・仕事内容の大きな変化やセクハラ・パワハラが大きなストレスの原因になっていることが伺えます。

担当業務の量・質に大きな変化があった従業員に対するフォローや、職場のセクハラ・パワハラ対策が、今後の安全衛生管理においてますます重要になると言えそうです。

(労働安全衛生法の改正について)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000050905.pdf>

(平成 25 年度の脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000049293.html>

2. 海外で病気、ケガをしたときの注意点

来月は夏休みシーズンです。海外旅行へ行かれる方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

夏休みの旅行に限らず、海外で業務外による病気、ケガをした場合、現地で健康保険証は使用できません。

ただし、日本国内で健康保険証が手元になく、病院で一時的に治療費を全額自己負担した時と同様に、後で治療費の 7 割相当額の「海外療養費」を受けることができます。

この「海外療養費」の支給を受けるためには、添付書類として「領収書」、「診療内容明細書」、「領収明細書」、「パスポートの写し」が必要となります。

「診療内容明細書」、「領収明細書」は、現地でかかった病院にて記載してもらい、さらに翻訳文をつける必要があります。そのため、万一の場合に備えて書式をあらかじめ用意しておくのもよいかもしれません。

支給される金額は、現地で支払った治療費の 7 割ではなく、同じ治療を日本で受けた場合にかかる治療費の 7 割(海外で支払った治療費が上限)となります。

また、日本で健康保険の適用となっていない治療は対象外となるため、現地で支払った治療費の 7 割が必ず支給されるわけではありませんので、注意が必要です。

参考：<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat310/sb3120/r138>

*** 毎月 1 回、メールでも配信しています。メール配信をご希望の方は、下記の連絡先までお気軽にご連絡ください。**

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆：望月孝次、佐藤貴之

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5 ヒロビル 2F

TEL: 03-5775-0762 FAX: 03-5775-0763

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook : <http://www.facebook.com/ysoffice>
